福岡、昭46不13、昭47．９．22

命　　令　　書

申立人　　宝タクシー労働組合

被申立人　　宝タクシー有限会社

主　　文

被申立人は、Ａ１を原職に復帰させ、解雇から原職復帰に至るまでの間、同人の受けるべき諸給与相当額を支払わなければならない。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

申立人宝タクシー労働組合（以下「申立人組合」という。）は、宝タクシー有限会社に勤務する従業員によって昭和44年５月23日結成され、当時その組合員は約15名であったが、その後組合員は漸次減少し、本件の申立当時は９名、昭和47年１月には４名となった。

被申立人宝タクシー有限会社（以下「被申立人会社」という。）は、肩書地において昭和35年から一般乗用旅客自動車運送業を営む同族会社で、申立当時の従業員数は23名（うち運転手16名）、保有車輛数は13台であった。

２　申立人組合の組合活動、および被申立人会社における労使関係について

申立人組合は、結成と同時に上部組織として、全国自動車交通労働組合連合会福岡地方連合会（以下「全自交」と略称する。）と、柳川・大川地区のタクシー業５社の各労

働組合で組織している柳川・大川地区ハイタク労働組合協議会に加盟した。

申立人組合結成当時のＡ２委員長は、昭和44年の春闘に際し、自分の力ではやって行けないとして委員長を辞退したことにより、書記長のＡ３が委員長代理も兼ねることゝなり、当時の被申立人会社との団体交渉には、申立人組合側は主にＡ３書記長（委員長代理)、Ａ４副委員長、Ａ５執行委員、それに会計のＡ１（以下「Ａ１」という。）が出席していた。

昭和44年度の夏期一時金に関する第１回の団体交渉は、昭和44年８月６日申立人組合からはＡ３委員長代理等の前記メンバー、被申立人会社からはＢ１専務（以下「専務」という。）がそれぞれ出席し、専務の自宅で行われた。

その席上で、申立人組合は予めかゝげていた１人平均90,000円の要求に固執せず、柳川・大川地区の同業他社並の41,000円ないし42,000円程度でもよい旨を提示したのに対し、専務は20,000円を回答し、その日の交渉は妥結をみるに至らなかった。

被申立人会社では、Ｂ２社長（以下「社長」という。）が、家業として営む酒類販売業に後継者がいなかったことを主な理由として、赤字のタクシー業の経営に反対していたが、専務は父にあたる社長を説得し、８月７日から８月８日にかけてタクシー業を継続することに同意を得たうえ、専務は運転手確保の見地からも組合要求の他社並の夏期一時金を支給する必要があるとして、８月８日には、取引銀行とその資金について打合せ、また社内にも指示をして一人平均41,000円で支給する準備をとゝのえた。

８月９日昼頃、専務の知人でＡ１の義父でもあるＣ１が専務宅を訪れて夏期一時金に関して談話を交している。そして同日午後にいたり、専務とその妻（被申立人会社の配車係)、およびＣ１の３名が同席している専務宅へＡ１は電話で呼ばれ、そこで専務は夏期一時金について申立人組合に団体交渉で回答する代りとして、Ａ１に対して直接に支給額は41,000円として提示し、あわせて配分方法も伝えた。

それから、Ａ１は専務宅から約50メートルの距離をへだてた本社に一旦帰社し、組合員10数名で集会を開いて専務の提案について協議のうえ､再びＡ１は専務宅におもむき、申立人組合として41,000円の提示額を受諾する旨を回答し、同日夏期一時金が支給され

た。

前記組合員の集会で、申立人組合は全自交を脱退することを決議し、それにしたがい全組合員は全自交からの脱退届を書き、Ａ１はそれ等の脱退届15通ないし16通を保管しながらＣ１に見せた後、８月中旬全自交へまとめて郵送した。

昭和44年度の賃上げ交渉の妥結後の昭和44年10月の組合定期大会で、Ａ１は申立人組合の執行委員長に選出され、現在も執行委員長の役職にある。

昭和45年の春闘にあたって、専務は被申立人会社での団体交渉は、企業内組合と独自で行い外部からのオブザーバーは入れないとして、上部団体役員の出席を当初は断る態度を示していたが、結局申立人組合は団体交渉その他で柳川・大川地区ハイタク労働組合協議会のＣ２事務局長等の指導をうけ、同一地域での同業他社並の賃上を獲得した。

昭和45年春闘後、申立人組合は、被申立人会社が申立人組合に対し、水揚げの有利な遠方への配車にあたっての差別や、出勤状況の良い者を対象として支給する精勤手当の差別を行い、また新入社員には申立人組合に加入しないよう説得しているとして申立人組合は大会決議により昭和46年２月全自交へ再加盟するに至った。

なお、昭和45年５、６月頃、申立人組合員Ａ６は専務の自宅に呼ばれた際、また、昭和46年６月上旬、申立人組合員Ａ７は自宅改築中のため勤務終了後の宿所提供等のことで専務の自宅に呼ばれた際、それぞれ専務から組合関係のことに関して話しかけられている。

３　Ａ１の勤務状況および解雇について

Ａ１は、昭和39年２月被申立人会社に運転手として入社し、後記解雇当時の同社在籍期間は従業員中では最も長いグループに属し、その間、入社後約３年の間に交通違反により3,000円の罰金を科せられたほかは事故もなく、また、勤務成績は従業員中上位の運行収入を維持した。

Ａ１は、昭和46年６月21日の違約料金（通称は素戻り料金）の不正着服を理由に、被申立人会社から同年６月25日口頭で、また同月28日文書をもって解雇を通告された。

６月21日のＡ１の違約料金受取り前後の状況は、次のとおりである。

６月21日午後９時頃、被申立人会社の本社車庫内で待機中であったＡ１に対し、配車係から無線により柳川市京町の喫茶店「すずらん」（以下「すずらん」という。）におもむくよう指示がなされた。Ａ１が「すずらん」に出向いたところ、車を呼んだと思われる者が店から出て来て車は不要となったが違約料はいくらかとたずねた。そこで、Ａ１が100円である旨答えたところ、その客は100円を支払って店の中に入った。丁度その時、別の客が急ぐから大牟田方面にやってくれと言ってＡ１の車に乗り込み、山門郡大和町塩塚の西鉄塩塚駅近くで降りた。その際、Ａ１は配車係に対し、前の客は乗車せず素戻りであること、および次の客の行先について本社への無線連絡を怠り、また、前記違約料金100円を運転日報に記入せず、ポケットの中に入れたまゝ翌22日午前１時頃勤務を終了し、メーター表示の金額を事務所に納金して帰宅したものである。

被申立人会社がＡ１の違約料金の受領行為を知り得た経緯は、次のとおりである。

専務は、６月21日午後９時半頃所用のため訪れた知人のＣ３（以下「Ｃ３」という。）から、先刻Ｃ３が営業車を素戻りさせたということを聞いていたが、翌22日専務は前日の運転日報を整理するうち、Ａ１の運転日報に違約料金が記入されていないことに気付いた。

同月23日、24日全国のタクシー無線協会筑後支部の会合が別府市で行なわれ、その際専務は、柳川市所在の昭和タクシー株式会社の社長から、Ａ１の事件の発生する直前、同社の運転手（労組組合長）が同じく違約料金を運転日報に記入しなかった事件について聞いた。

専務は24日午後別府市から帰宅し、違約料金の受領について確認するため、夜間にＣ３を自宅に呼び寄せた。

Ｃ３は招かれてそのいきさつについて説明し、自分の仕事の件で「すずらん」まで出て来てもらった同業者のＣ４（以下「Ｃ４」という。）を自宅まで送るため車を手配したが、Ｃ４が他にまわる所があるので車はいらないと断ったため、Ｃ３がＣ４に100円を違約料金として渡したと述べた。そこで、更に専務はＣ４を自宅に呼び寄せ、Ｃ４が宝タクシーの運転手に100円を手渡したことを確認し、それぞれ上記のことを文書にし

たためてもらった。その後同日午後10時半ないし11時頃、専務は自宅にＡ１を呼び、昭和タクシーでの事件にも言及し、Ａ１が21日違約料金を受領しているとして具体的な裏付けのあることを主張しながら追及をした。その際、違約料金の横領意思の存否をめぐってやゝはげしいやりとりとなったが、最終的にはＡ１が運転日報の記載もれを認め、専務が書いた素戻り料を会社に納金することを忘れた旨の顛末書にＡ１が拇印を押して被申立人会社に提出した。そして、Ａ１は翌25日午前１時頃に勤務を終え帰宅しようとしたところ、専務から明日の勤務は自宅で待機するようにとの指示をうけた。

同25日午前10時頃、Ａ１は呼び出しにより出社すると、専務から社長とも相談のうえであるとして解雇の通告をうけた。その際、Ａ１は21日の違約料金の運転日報への記入もれ分として、100円を事務所へ納金している。

４　被申立人会社における車輛運行中の金銭管理、および水揚金の精算事務について

被申立人会社においては、運転手は運行に際し予め各自が釣銭を用意し、受領した料金との区別はすべてそれぞれの責任にまかせられている。また、水揚金の精算にあたっては、各運転手が記入するその日の運転日報とメーターに表示される乗車回数（１回の基本料金100円）、および爾後回数（１回20円）にもとづいて計算された金額とを比較し、メーター指数によって算出された金額を基礎に精算が行なわれる。したがって、違約料金はメーターに関係がないため、運転手が運転日報に記載しない限り、被申立人会社にとっては把握し得ないものである。

なお、被申立人会社では運転日報の記入もれは月に平均して１回位で、金額としては20円ないし100円であることが認められる。そのような場合には、被申立人会社は運転手に対し後で指示して、その金額を納金させている。

かつて被申立人会社において違約料金の運転日報への不記載が問題となった事例はなく、昭和41年Ｃ５運転手が乗車料金約500円の不正着服（チケットと現金の二重受領）を理由に依願退職させられた事例が認められる。

第２　判断および法律上の根拠

１　被申立人会社の労働組合に対する態度について

申立人組合の昭和44年８月の全自交脱退は、被申立人会社が直接申立人組合を慫慂して脱退に至らしめたとは認定できないが、他社並の夏期一時金の支給に際し、申立人組合の全自交脱退が被申立人会社の意向に沿うものであったことが推認されること、および、昭和45年春闘にあたって、被申立人会社は、申立人組合の加盟する上部団体役員の団体交渉出席を当初忌避する態度であったことは、被申立人会社が、労働組合とくに企業外組織と関係する労働組合を好ましく思っていなかったことがうかゞわれる。

２　Ａ１の解雇について

Ａ１が前記違約料金を被申立人会社専務から指摘されるまで納金しなかったことは、同人の違約料金受領当時の報告懈怠の事実および違約料金はメーター指数に表示されないことからして、単に同人の運転日報記入忘れによる料金未納とは、信じがたい点があるが、さればといって、本件発生当時の事情をみれば同人の不正着服の意思を判断するに足る資料も存しない。しかしながら、その原因がいずれにしろ、本来被申立人会社においては会社に納金すべき違約料金未納の事実は、たとい金額は100円であるとはいえ運賃収入に依存するタクシー業における料金管理の特殊性を考慮するならば、同人のかゝる行為は非難されるべきものである。

他方、被申立人会社についてみると、被申立人会社専務がＡ１の違約料金未納の事実を知り、このことを同人に聞きたゞす以前に関係者から文書による確認を求めていること、Ａ１を呼び出し未納の事実を追及する際の同専務の態度、および、Ａ１に自宅待機命令後同日中に解雇通告をしていることから判断して、被申立人会社は、Ａ１から事情を聞きたゞす以前に既に同人を解雇する意思をもっていたことが推認される。

被申立人会社においては、運転日報記入もれによる料金未納が発見されたときは本人に注意した後不足額を納金させていること、被申立人会社における運行中の運転手の金銭管理の状況は使用者として十分に配慮されたものとは言えないこと、および、Ａ１の被申立人会社入社以来の勤務成績は従業員中良好と認められ、かつ、当時の勤務態度にも特段の事情も認められないことからして、被申立人会社がＡ１に注意をなし反省の機会を与えることなく直ちに解雇したことは、性急の感を免れない。

以上のことを綜合して判断すれば、Ａ１の行為にも非難されるべき点があるが、その行為が同人の不正着服の意思によるものと断定できないものであることからして、そのことをもって被申立人会社が直ちに同人の解雇を決意するに至った真の理由は、前記被申立人会社の労働組合に対する態度とも併せ考えるならば、同人が申立人組合執行委員長であることによるものと判断される。

よって、本件Ａ１の解雇は、労働組合法第７条第１号に該当する不当労働行為と認められ、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条にもとづき主文のとおり命令する。

昭和47年９月22日

福岡県地方労働委員会

会長　副　島　次　郎